

地下水に着目した法定外普通税の概要（案）

	案A（地下水の採水行為に対する課税）	案B（地下水の移出行為に対する課税）
課税の考え方	○本県の貴重な水資源を利用して事業活動を行う事業者に対し、利用目的や方法を問わず、広く一定の負担を求めるもの。	○県民が長い歴史の中で守ってきた自然環境により育まれた地下水は生命の源とも言える貴重な資源である。その市場評価の高さに加え、世界的な気候変動や人口増加による水資源への影響も相まって、山梨県の飲用としての地下水についてはその需要及び製品出荷量は増加の一途をたどり本県の地下水そのものが持つ価値は高まる一方である。 ○こうしたことを踏まえ、事業活動を行うに当たって、本県の行政サービスを受けていることに加え、この貴重な地下水をそのまま（又は主成分とする）飲料として製品化し、本県の地下水そのものが持つ価値を貨幣価値に換えて県内外に移出する事業を行う者に一定の負担を求めるもの。
課税客体	○営利目的で行われる地下水の採水行為	○営利目的で採水した地下水をそのまま（主成分とした）飲料として製品化して移出する行為 ・案B-1：次の（1）のみを対象 ・案B-2：次の（1）及び（2）を対象 ※案B-2「飲料」には氷雪を含む。 （1）地下水をそのまま製品化した飲料 「ミネラルウォーター（容器入り飲用水）の品質表示ガイドライン」が適用される「ミネラルウォーター類」のうち、地下水のみを使用しているもの （2）地下水を主成分として製品化した飲料（氷雪を含む） ①「地下水のみを使用している炭酸飲料及び氷雪」 ②「清涼飲料水、乳酸菌飲料、乳及び乳製品」であって地下水含有量70%以上100%未満のもの（酒精分1容量%以上の飲料は対象外）

	案A（地下水の採水行為に対する課税）	案B（地下水の移出行為に対する課税）																																		
納税義務者	<p>○揚水設備を有する全ての事業者</p> <p><参考></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条例区分</th> <th>届出区分</th> <th>採取者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県条例対象</td> <td>A 吐出口断面積 50 cm²超</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>B 吐出口総断面積 6 cm²超 (A 除く)</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村条例対象</td> <td>C 吐出口断面積 50 cm²超</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>D C 以外 (要件様々)</td> <td>3,000 超</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記届出の対象とならない揚水設備の数は不明</p>	条例区分	届出区分	採取者数	県条例対象	A 吐出口断面積 50 cm ² 超	81	B 吐出口総断面積 6 cm ² 超 (A 除く)	262	市町村条例対象	C 吐出口断面積 50 cm ² 超	86	D C 以外 (要件様々)	3,000 超	<p>○次の製造許可事業者（氷雪採取業は届出事業者）のうち対象飲料を製造・移出する者</p> <p><参考></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可・届出業種</th> <th>県内事業者数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清涼飲料製造業</td> <td>124</td> <td>うち 50 程度がミネラルウォーター類を製造</td> </tr> <tr> <td>乳処理業</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳酸菌飲料製造業</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳製品製造業</td> <td>29</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氷雪製造業</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氷雪採取業（届出）</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※業者数は R2.12 末現在の許可・届出事業者数</p>	許可・届出業種	県内事業者数	備考	清涼飲料製造業	124	うち 50 程度がミネラルウォーター類を製造	乳処理業	3		乳酸菌飲料製造業	6		乳製品製造業	29		氷雪製造業	5		氷雪採取業（届出）	2	
条例区分	届出区分	採取者数																																		
県条例対象	A 吐出口断面積 50 cm ² 超	81																																		
	B 吐出口総断面積 6 cm ² 超 (A 除く)	262																																		
市町村条例対象	C 吐出口断面積 50 cm ² 超	86																																		
	D C 以外 (要件様々)	3,000 超																																		
許可・届出業種	県内事業者数	備考																																		
清涼飲料製造業	124	うち 50 程度がミネラルウォーター類を製造																																		
乳処理業	3																																			
乳酸菌飲料製造業	6																																			
乳製品製造業	29																																			
氷雪製造業	5																																			
氷雪採取業（届出）	2																																			
納税義務が発生する時点	○地下水を汲み上げたとき	○地下水を含む製品を事業所の敷地から移出したとき																																		
課税標準	○汲み上げた地下水量	<p>○製品に含まれる地下水量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税客体（1）については「製品の生産量 = 地下水量」 ・課税客体（2）については「製品の生産量 × 70% = 地下水量」とみなす。 																																		
税率	<p>租税は、基本的には個人や企業の経済活動の中から分担していくものであることから、税制が経済社会に対して何らかの影響を与えることは避けられないが、新税の税率設定にあたっては、できるだけ事業者の経済活動における選択を歪めることがないよう留意するとともに、事業者負担が著しく過重とならないようにする必要がある。</p>																																			
	○税率設定にあたっては、水道料金の水準に留意する必要がある。	○税率設定にあたっては、製品の小売価格に対する割合に留意する必要がある。																																		
徴収方法	○賦課徴収又は申告納付	○申告納付																																		

	案A（地下水の採水行為に対する課税）	案B（地下水の移出行為に対する課税）
帳簿等への記録及び保存	<ul style="list-style-type: none"> ○納税義務者は、帳簿を備え、地下水の採取量、税額その他必要な事項を記録しなければならない。 ○帳簿は、納税義務者の事務所又は事業所に常時備え付けておくこと及び帳簿を閉鎖したときは閉鎖後7年間は保存しておくこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○納税義務者は、帳簿を備え、地下水を含む製品の移出量、税額その他必要な事項を記録しなければならない。 ○帳簿は、納税義務者の製造場に常時備え付けておくこと及び帳簿を閉鎖したときは閉鎖後7年間は保存しておくこととする。
第6回検討会における主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> ○富（価値）に対して課税をするべきであって、採水行為だけでは富（価値）が見えないので、課税するのは相当に難しいのではないか。 ○公平な課税であると考えますが、現実的には難しい部分が多い。 ○採水行為だけに課税しようとする、山梨県に新たに進出する企業の足枷になるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地下水を販売して外に持ち出すところで富（価値）を見出して、その富（価値）に対して課税するという事は非常に説得力がある。 ○移出（販売）による利益が発生しているから相応の負担を求めるということには賛同できる。 ○徴税コストの面からも移出行為に対する課税が相応しい。
<p>出席委員の大半（9名中7名が出席）が地下水の移出行為に対する課税（案B）に賛同する意見であり、今後は、移出行為への課税を中心に検討を行っていくこととなった。</p>		

※普通税…用途を特定せず一般経費に充てる目的で課される租税（【国税】法人税・所得税・消費税など、【地方税】住民税・事業税など）

※目的税…特定の経費に充てる目的で課される租税（【地方税】狩猟税・入湯税など）

山梨県地方税制等検討会における検討経緯

<経緯>

- 平成31年3月15日、2月議会において「地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言」を可決し、長崎知事に提出した。

【提言内容（抜粋）】

- ・ 厳しい財政状況の中で税源を確保するため、一般財源として幅広く使用できる法定外普通税の導入を前提とすべき
- ・ 課税対象として、地下水採取行為全般、地下水を原料とした製品の生産、県内地下水の県外への移出などが想定されるので、課税標準の把握、実際に徴税する際のコストなど幅広く、専門的な見地から検討し、決定すべき

※普通税と目的税…租税には、用途を特定せず一般経費に充てる目的で課される普通税と、特定の経費に充てる目的で課される目的税がある。

- 政策提言を受け、令和元年8月に有識者で組織する「山梨県地方税制等検討会」を設置し、令和元年度は計3回の検討会を、令和2年度は計2回の検討会を、令和3年度は令和3年10月25日に第6回検討会を開催した。

<これまでの検討内容>

回数	日時	内容
第1回	令和元年 8月 8日	課税対象、課税方法、県内経済への影響等についての論点整理
第2回	令和元年10月31日	
第3回	令和2年 2月20日	
第4回	令和2年 9月 9日	課税対象等の比較検討等
第5回	令和2年12月16日	
第6回	令和3年10月25日	

<第6回検討会終了時点の状況>

- 別紙における地下水の採水行為を対象とした案A（全業種を対象）及び地下水の移出行為を対象とした案B（飲料製造業、乳製品製造業等を対象）について検討を行ったところ、出席委員（9名中7名が出席）の大半が地下水の移出行為を対象とした案Bに賛同する意見であり、今後は、地下水の移出行為を対象とした案Bを中心に検討を行っていくこととされた。
- また、次回検討会の開催までに、案A及び案Bの課税に関わる可能性がある事業者の関係団体から書面による意見聴取を行い、その中から数団体について次回検討会に招致し、直接意見聴取を行うこととされた。

山梨県総務部税務課 行き

地下水に着目した法定外普通税の税制案に対する意見（回答）

団 体 名	
担当者職氏名	
電 話 番 号	

	案 A（地下水の採水行為に対する課税）	案 B（地下水の移出行為に対する課税）
意 見		

※記載欄が不足する場合は、ページを追加していただいて構いません。

※任意の様式でも構いませんが、案 A 及び案 B の両案に対する意見の記載をお願いいたします。

※同封の返信用封筒により、令和3年11月26日（金）までに山梨県総務部税務課あてご返送願います。